

暗号資産取引利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、Laser Digital Japan株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する本サービス（第2条に定義します。以下同じです。）の利用に関し、お客様（第2条に定義します。以下同じです。）に遵守していただくかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる場合は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願いいたします。

第1条（適用）

1. 本規約は、お客様と当社の間の本サービスの利用に関する一切の関係に適用されます。
2. 当社が本サービスサイト（第2条に定義します。以下同じです。）上で随時掲載する本サービスに関する取引説明書、ガイドライン、ポリシー、その他の諸規定等は、本規約の一部を構成するものとします。
3. お客様は、本規約の内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「アカウント」とは、お客様の本サービスを利用した取引を管理するために、当社所定の方法により開設した取引アカウントをいいます。
- (2) 「暗号資産関係情報」とは、暗号資産交換業者（当社を含みます。この号において同じです。）が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産交換業者に関する未公表（当該暗号資産交換業者の行う取引のお客様の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいいます。）の重要な情報であって、当該暗号資産交換業者のお客様の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいいます。
- (3) 「お客様」とは、第4条（新規登録）に基づき、本サービスの利用者として登録された法人をいいます。
- (4) 「情報取得者」とは、お客様からの申告又は当社が入手した情報により、暗号資産関係情報を保有する者として特定された者をいいます。
- (5) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
- (6) 「取扱暗号資産」とは、当社がその裁量により随時決定する、本サービスを提供する暗号資産の種類をいいます。
- (7) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。
- (8) 「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、お客様及びその使用者が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報をいいます。

- (9) 「法令等」とは、本サービス又は当社若しくはお客様に適用される日本国又は関係国の条約、法律、政令、省令、規則、告示、条例、判決、決定、仲裁判断、通達、行政指導、監督指針、ガイドライン及び当社又はお客様が対象となる関係当局の書面による指導、勧告若しくはこれらに類するもの並びに自主規制機関（金融商品取引所及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会を含みます。）の規則及び規定をいいます。
- (10) 「本サービス」とは、当社が提供するLaser Pulseという名称の暗号資産現物の売買又は他の暗号資産との交換（以下「暗号資産の売買等」といいます。）に係るサービス、これに関してお客様の金銭の管理をするサービス、当社がお客様から受ける暗号資産又は金銭の借入れ、その他これらに関連するサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）をいいます。
- (11) 「本サービスサイト」とは、本サービスを提供するため、第4条（新規登録）に基づき利用登録したお客様に対して当社が指定する Web サイトをいいます。
- (12) 「利用契約」とは、第4条（新規登録）第4項に基づき当社とお客様との間で成立する本規約に従った本サービスの利用契約をいいます。

第3条（取引開始基準）

当社では、次に掲げる条件の全てを満たす者に限り、本サービスの利用を受け付けます。条件を満たさない場合、本サービスを利用することができません。

- (1) 日本国内に本店又は支店が登記されている法人であること。但し、当社が認める場合には、日本国外に本店又は支店が登記されている法人も許容します
- (2) 商業登記上の本店又は支店を登録し、当該本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと
- (3) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者が別途当社の定める基準を満たしていること
- (4) 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること
- (5) 法人より配布されたメールアドレスを持っていること（すでにご登録いただいているメールアドレスでのお申込は受け付けておりません。）
- (6) 本サービスに係る法令等その他諸規則又は定款その他の内規に違反せず、本サービスのために必要な法令等上の条件を満たしていること
- (7) 暗号資産取引におけるリスクを十分に理解していること
- (8) 次条第2項に定める取引時確認手続に協力いただけること
- (9) 当社に提供する登録情報等に虚偽や誤記、記載漏れがないこと
- (10) お客様並びにその実質的支配者、役員等、経営に実質的に関与している者、取引担当者又はこれらに準ずる者について、「反社会的勢力排除に関する表明・確約」にて表明確約していること
- (11) その他当社が定める基準を満たしていること

第4条（新規登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守す

ることに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請するものとします。

2. 当社は、所定の方法に従って取引時確認を行い、当社の基準及び手続（本人確認の手続を含みます。）に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。この通知により登録希望者のお客様としての登録は完了したものとします。
3. 登録希望者の登録情報の内容により、追加で登録情報の提供が必要になる場合があります。
4. 第2項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約がお客様と当社との間に成立するものとし、お客様は本サービスを当社の定める方法で利用することができるようになります。
5. 当社は、登録希望者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。また、登録完了後にいずれかの事由に該当することが明らかになった場合、当社は当該登録希望者のお客様としての登録を抹消することがあります。
 - (1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 登録希望者について第2項に定める取引時確認手続が完了しない場合
 - (3) 登録希望者が過去に当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (4) 第15条（禁止事項）第1項に定める行為を行っている又は行ったことがあると当社が判断した場合
 - (5) 登録希望者のインターネット等の利用環境が第8条（本サービスの利用）第3項及び第4項に定める事項を満たさない場合
 - (6) 当社からのメール又は電話で連絡をとることができない場合
 - (7) パソコンの取引画面に掲載しているお知らせを確認できない場合
 - (8) 本サービスの利用にあたり、各種書面の電子交付に同意しない場合
 - (9) その他当社が登録を適当でないと合理的な根拠に基づき判断した場合
6. 第2項の定めにより登録希望者がお客様としての登録を認められなかった場合でも、当社は、当該登録希望者にその理由を明らかにする義務を負わないものとします。またこの場合、当社は、登録希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第5条（登録情報の変更・追加・定期確認）

1. お客様は、当社に対して提供した登録情報に変更があった場合、遅滞なく、当社の定める方法により、当社に対し、当該変更に係る事項を通知するとともに、当社から要求された情報の申告又は書類・資料の提出を行うものとします。当社が指定する期間内に、当社の求める対応がなされない場合、当社は、当社の判断に基づき、当該お客様との取引の全部又は一部を停止することがあります。
2. 第4条（新規登録）第2項に定める登録の完了後、関連法規の定める本人確認が必要な場合その他当社が必要と認め、再度、お客様に対し、当社が指定する必要書類の追加提出や必要な情報の追加を求めた場合、お客様は、これらの必要書類の提出及び必要な情報の提供を行うものとします。かかる必要書類の提供及び必要な情報の提供がない場合、

当社は、当社の判断に基づき、当該お客様との取引の全部若しくは一部を停止し、又は利用契約の解除をすることがあります。これにより生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

3. 当社は、お客様の登録情報の定期的な確認を行います。登録情報の確認ができない場合、登録情報の確認ができるまで、当社は、当社の判断に基づき、当該お客様との取引の全部又は一部を停止することがあります。
4. 当社は、変更・追加された登録情報の内容により、さらに追加でお客様の情報を確認させて頂く場合があります。当社が指定する期間内に、確認ができない場合、当社は、当社の判断に基づき、当該お客様との取引の全部又は一部を停止することがあります。
5. 当社は、お客様が登録情報の変更・追加・定期確認に係る対応を怠ったこと、又は対応が遅延したことにより損害を被った場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第6条（認証情報の管理）

1. お客様は、自己の責任において、本サービスに関する当社所定の認証情報（以下「認証情報」といいます。）を適切に管理及び保管するものとし、第三者に対し、これらを利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、お客様が入力した認証情報を、あらかじめ設定された認証情報と照合し、その一致を確認することにより、お客様本人であることの確認を行います。かかる本人確認により当社が正当なお客様とみなして取扱いを行った場合、当該認証情報の偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、当該取扱いに係る取引は、当該お客様と当社との間で有効なものとみなします。但し、当該認証情報の偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故につき、当社に故意又は重過失が認められる場合には、この限りではないものとします。
3. 当社は前項の定めによりお客様本人であることの確認ができた者に対し、法令等に基づき当社がお客様に交付すべき書面を電磁的方法により交付するものとし、お客様はこれを承諾するものとします。
4. 当社は、なりすまし等を防止するため、必要な措置を実施することができるものとします。
5. 認証情報について、管理が不十分であったこと、使用上の過誤があったこと、第三者に使用されたこと等により、お客様が損害を被ることがあっても、当社は、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、かかる損害につき一切責任を負いません。
6. お客様は、認証情報の紛失、盗難又は第三者による使用が判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するとともに、当社の指示に従うものとします。

第7条（退会・登録取消）

1. 利用契約は、本サービスの提供期間中、お客様について第4条（新規登録）に基づく登録が完了した日から当該お客様の登録が取り消され又は抹消された日まで、当社とお客様との間で有効に存続するものとします。
2. お客様は、当社に対し、1か月前までに当社所定の方法で通知することにより、本サービスの利用資格の登録を取り消す（以下、本項に基づきお客様が自ら本サービスの利用資格の登録を取り消すことを「退会」といいます。）ことができます。
3. 事由の如何を問わず、本サービスの利用資格が取り消され又は抹消された場合、お客様

は、当社に対する債務の一切について、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を履行するものとします。

4. 本サービスの利用資格が取り消され又は抹消された場合であっても、第4条第6項、第5条第2項及び第5項、第6条第5項、本条第3項及び本項、第8条第6項、第9条第2項及び第3項、第10条、第11条第3項から第7項まで、第12条第6号から第11号まで、第13条、第15条第3項、第16条第2項、第17条、第18条、第19条第2項、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条第2項及び第3項、第25条、第26条第3項、第27条第3項、第28条から第31条まで、その他性質上利用規約の終了後も効力を有すると合理的に解される条項は、なお有効に存続するものとします。

第8条（本サービスの利用）

1. お客様は、第4条（新規登録）に定める登録手続の完了により、アカウントを保有します。お客様は、アカウントを保有して、本サービスを利用した取引をすることができます。但し、当社は、合理的理由に基づき、本サービスに係るお客様の暗号資産又は金銭が犯罪収益に関するものであると判断した場合には、アカウントを含む当社の全てのサービスの利用を停止することができるものとします。
2. お客様は、本サービスの利用資格が登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社所定の方法に従い、本サービスを利用することができます。
3. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持（必要なアプリケーションのインストール及びそのアップデートを含みます。）は、お客様の費用と責任において行うものとします。
4. お客様は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスを含むマルウェアの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるほか、バックアップ手順を確立して不測の事態に備えるなど、安全な環境を保持し、本サービスの提供を受けるために必要な人員の配置その他の内部体制を整備し、本サービスの利用に必要な通信が確立できる状態にするものとします。
5. 本サービスの利用に当たり、お客様は、当社に対して適用される法令等を遵守するため、当社が合理的に要求する文書その他の情報を提供する又は説明をするものとします。
6. お客様は、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第9条（手数料）

1. 本サービスの利用に当たっては、お客様は、当社が別途定める手数料その他のサービス利用料を支払うものとします。
2. お客様が前項に定めるサービス利用料の支払を遅滞した場合、お客様は年14.6%（1年に満たない期間は日割計算によります。）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. お客様は、本規約において別途定める場合を除き、当社のお客様に対する債権と、お客様の当社に対する債権とを相殺することはできません。

第10条（差引計算・充当の指定）

1. お客様が当社に対する債務（代金、サービス利用料等を含みますがこれらに限られません。）を所定の期日（第12条第7号に定める債務履行期限及び第18条に定める清算金の支払期限を含みます。）までに支払わず、お客様の当社への債務が存続する場合、当社は、当該債務とお客様の担保としてお預かりしている金銭の返還請求権を含めたお客様が当社に対して有する一切の債権を、当該債権に係る債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、お客様に対する事前の通知又は催告を要することなく、対当額にて相殺することができるものとします。
2. お客様が第17条1項各号のいずれかに該当した場合、お客様は、当社に対する債務の一切について、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を履行しなければなりません。この場合において、当社は、当社がお客様に対して有する一切の債権と、お客様が当社に対して有する一切の債権とを、当該債権に係る債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、お客様に対する事前の通知又は催告を要することなく、対当額にて相殺することができるものとします。
3. 前二項に定める場合、当社は、事前通知なしに当社の任意のタイミングで、お客様の金銭の払出指示を取り消すこと、注文を取り消すこと、当社が任意に決定する合理的な価格でお客様の保有資産を処分すること、当社が任意に決定するレートでお客様の法定通貨を他の法定通貨に転換すること等により、債務の弁済に充当することその他必要であると当社が判断する処理ができるものとします。前二項に定める相殺及び本項に定める当社の処理によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。
4. 前三項による差引計算の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率及び外国通貨又は暗号資産の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。
5. 当社に対する債務の弁済又は前四項の差引計算の場合において、お客様の債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序及び方法により充当することができるものとします。

第11条（担保差入れ）

1. お客様は、本サービスに係る全ての取引の担保に供することを目的として、お客様が取引可能な上限金額として当社が別途定めた金額（以下「取引上限額」といいます。）に応じた担保を当社に差し入れなければなりません。
2. 前項に定める担保は、日本円にて、当社指定の銀行口座に対する振込手続を行うことにより差入れるものとし、差し入れられた金額（但し、銀行の振込手数料はお客様の負担となります。）は、当社に預託されるものとします。
3. 差入れ済みの担保額は、お客様のアカウントに表示されます。アカウントにおけるお客様の日本円の残高の増減の認識は、お客様の振込その他の手続の完了時点ではなく、当

社がその入出金を合理的に認識し得る時点をもって行われます。

4. 当社が担保の実行を決定した場合を除き、お客様は、差し入れた金銭を、暗号資産の売買の購入代金に充てることはできません。
5. お客様は、当社が事前に認めた場合に限り、当社所定の方法で算出される出金可能額の範囲で担保に差し入れた金銭の払戻しを要求することができるものとします。この場合、担保の払戻しに係る出金依頼を行った時点で、お客様の取引上限額は減少するものとします。
6. 当社は、お客様に通知した上でいつでも、お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、お客様が事前に通知した振込先預金口座に振込む方法により払い戻すことができるものとします。
7. 当社が、本規約に基づき、アカウントからの金銭の払戻しを行う場合に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。
8. 当社は、お客様の新規注文が取引上限額に到達する場合等、当社が別途定める場合に該当するときは、新規の注文受付を行わないものとします。

第12条（暗号資産の売買等）

本サービスの暗号資産の売買等は次の各号の条件に従うものとします。

- (1) お客様は、当社が定める方法に従って暗号資産の売買等の注文をすることにより、当社を相手方として、暗号資産の現物取引を行うことができます。
- (2) 当社は、暗号資産の売買等の成立をお客様に約束又は保証するものではありません。
- (3) お客様が暗号資産を購入及び売却する価格は、当社所定の方法により当社が提示する価格となります。
- (4) お客様は、当社の提示価格で暗号資産の売買等をするか否かを決定し、当社の提示価格に対して、お客様から価格を変更した上での売買等の再申込みをすることはできず、当社の提示価格に同意しない場合、約定は不成立となります。
- (5) 当社が提示した価格が、市場実勢相場と大幅かつ明確に乖離していたと当社が判断した場合、当社は、当該提示価格に基づいたお客様の暗号資産に係る注文を執行若しくは約定させないことができます。また、当該処理における約定の取消しや訂正の方法、損益調整等の金額については、お客様と当社との間で協議の上で、適切な措置をとるものとします。
- (6) お客様による決済の方法は、約定日（第7号に定義します。）の取引について、売り注文及び買い注文の約定額をそれぞれ合算した額を決済するものとします。お客様が、当社の別途指定する宛先に対し、当社に支払うべき約定代金の全額の支払及び受け渡すべき暗号資産の全量の送付（当該支払又は送付を、以下総称して「本決済」といいます。）を行ったことを当社が確認した後に、当社は、お客様が別途指定する宛先に対し、当該お客様に支払うべき金銭の支払又は受け渡すべき暗号資産の送付を履行するものとします。本号及び次号以下において「決済営業日」とは、暦日のうち、①日本の銀行の休業日ではなく、かつ②米国の銀行休業日にも該当しない日をいいます。これらの休業日への該当性は当社が合理的に判断するものとし、当社は当該判断に基づき特定の日を決済営業日として取り扱い、又は取り扱わないことができます。決済営業日の取扱いを変更する場合、当社は事前にお客様に通知します。
- (7) お客様は、当社との間で毎営業日 0 時 00 分から 23 時 59 分までに成立した暗号資産の取引については、当該取引が成立した日（以下「約定日」といいます。）の翌々決

済営業日の午前9時00分を、お客様による本決済の履行期限（以下「債務履行期限」といいます。）とし、同時刻までに本決済を完了しなければならないものとします。

- (8) 前号に定めるお客様の債務履行期限にかかわらず、お客様による本決済の完了が約定日の翌決済営業日の午前9時00分（以下「決済基準時刻」といいます。）までに当社において確認された場合、当社は約定日の翌決済営業日の 23 時 59 分までに当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務を履行します。他方で、お客様による本決済の完了が決済基準時刻の経過後から債務履行期限までの間に当社において確認された場合、当社は約定日の翌々決済営業日の 23 時 59 分までに当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務を履行します。なお、疑義を避けるため付言すると、決済基準時刻は本決済の履行期限ではなく、お客様は債務履行期限までの間、いつでも本決済を完了することができ、債務履行期限前に完了された本決済は、期限前の弁済として有効に取り扱われるものとします。

決済基準時刻までにお客様による本決済の完了が当社において確認できない場合、当社は、債務履行期限までの間、当該お客様に対して本決済の履行に関する確認を求めることができるほか、当該お客様について、新規の注文の受付の停止及び担保として預託された金銭の払戻しの停止その他当社が本決済の履行の確保のために必要と判断する措置を講じることができるものとします。本号に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。

- (9) 第7号の規定にもかかわらず債務履行期限までにお客様が本決済を行わなかった場合、債務履行期限の翌日からお客様が本決済を完了するまで（第18条の規定により当該暗号資産の売買等が解除された場合には、当社が解除を決定する時点まで）の期間において、当社は未履行の債務の額（暗号資産の送付に係る債務にあっては、当社が合理的に選択する時点及び方法により算定した当該暗号資産の円換算額とします。）に対する年 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。また、債務履行期限までにお客様が本決済を行わなかった場合、当社は、前号に定める措置に加え、成立済みの暗号資産の売買等に係る当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務の履行の留保その他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。本号に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。

- (10) お客様による本決済の完了が決済基準時刻までに当社において確認された場合、本決済に係る手数料は無料とします。お客様による本決済の完了が決済基準時刻後に当社において確認された場合、当社が、本決済の完了までの間に、他のお客様に対する債務の履行その他の業務の遂行のために必要となる金銭の調達（金融機関からの借入を含みます。）又は暗号資産の調達（暗号資産の借入れを含みます。）を行ったときは、お客様は、当社に対し、本決済に係る手数料として、決済基準時刻から、本決済の完了が当社において確認された時点又は第18条の規定により当社が解除を決定した時点のいずれか早い時点までの期間に対応して当該調達に実際に要した費用（利息、借入料、手数料その他の付随費用を含みます。）に相当する額（以下「決済対応費用」といいます。）を支払うものとします。当社が当該調達を要しなかった場合、決済対応費用は無料とします。複数の

お客様に係る本決済に対応して当該調達が行われた場合には、当社は、決済対応費用を、各お客様の未完了の本決済の額その他の事情を勘案した合理的な方法により按分して請求するものとします。決済対応費用は、当社に実際に生じる調達費用等に相当する実費を基礎とする手数料としての性質を有するものであり、前号に定める遅延損害金とは、その性質及び対象となる期間を異にするものとします。

(11) 本サービスに関するその他の条件は、取引説明書に従うものとします。

第13条（誤送付等により当社が受領した暗号資産の取扱い）

1. 本条において「誤送付暗号資産」とは、お客様が、本決済によらず、又は本決済に際して当社が別途指定した宛先、数量若しくは期限と異なる態様で、当社の管理するウォレットに送付した暗号資産（取扱暗号資産であるか否かを問いません。）をいいます。
2. 当社は、誤送付暗号資産について、お客様のためにこれを管理又は保管する義務を負わないものとします。
3. 当社は、誤送付暗号資産を返還する義務を負わないものとします。ただし、当社の裁量により、(i)当社所定の確認手続の完了後に誤送付暗号資産と同種同量の暗号資産をお客様に送付して返還するか、又は(ii)誤送付暗号資産について当社が合理的と判断する方法により金銭評価を行い、当該評価金額から銀行手数料その他の実費及び当社所定の事務手数料を控除した金額を金銭により返還することができるものとし、お客様は、かかる返還方法及び返還額の算定方法にあらかじめ同意するものとします。
4. 前項の返還は、お客様からの申告内容の確認、送付元アドレスのスクリーニングその他当社が必要と判断する確認手続の完了を条件とし、当該完了後2決済営業日以内に、前項(i)の場合はお客様が当社に事前に通知したウォレットアドレス宛の送付により、前項(ii)の場合はお客様が事前に通知した振込先預金口座宛の振込により行うものとします。当該確認手続に要した期間について、当社は履行遅滞等の責任を一切負わず、返還すべき金銭に利息を付さないものとします。第11条第7項の規定は、本項の金銭の返還について準用します。
5. 前二項にかかわらず、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令等に基づき当社が必要と判断する場合、当社は、誤送付暗号資産の返還を留保し、又は拒否することができるものとします。
6. お客様は、第3項(ii)の金銭評価後における当該暗号資産の価格変動について、当社に対し異議を述べず、また追加の支払を請求しないものとします。
7. 誤送付暗号資産が取扱暗号資産以外の暗号資産である場合その他技術上又は法令遵守上の観点等から返還が困難な場合、当社は、実務上合理的に可能な範囲で対応するものとし、その対応に要する費用はお客様の負担とします。

第14条（再委託）

当社は、法令等に定めるところに従い、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を、第三者に委託することができるものとします。

第 15 条（禁止事項）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 当社又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害する行為（これらの侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 当社の事前の承諾なしに当社が著作権を含む知的財産権や肖像権を有するものを商用利用する行為や第三者へ転載等を行う行為
 - (3) マネー・ローンダリング若しくはテロ資金供与に関連する行為又はこれに類似する行為
 - (4) 詐欺行為、無限連鎖講等の開設や勧誘、違法な物品・サービス等の購入・販売、犯罪による収益の移転又はこれに基づくサービス利用を行う行為
 - (5) 犯罪行為に関連する行為若しくは公序良俗に反する行為又はこれらのおそれのある行為
 - (6) 法令等又は当社若しくはお客様が所属する業界団体の内部規則等に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 本サービスを利用して行う取引の担保に供する目的以外で金銭を預託する行為又は暗号資産の預託を行う行為（本決済によらず、又は当社が指定した宛先、数量若しくは期限と異なる態様で暗号資産を送付する行為を含みます。）
 - (8) 暗号資産等の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為
 - (9) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信する行為又は当社の管理するシステム、サーバー、ネットワークその他の機能を破壊若しくは妨害し、又は、不必要に過度の負担をかける行為
 - (10) 暗号資産関連取引（暗号資産の売買等その他暗号資産に関連して行われる一切の取引をいいます。以下、本項において同じです。）のため又は暗号資産の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
 - ① 不正の手段、計画又は技巧をすること
 - ② 重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
 - ③ 暗号資産関連取引を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること
 - ④ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること
 - ⑤ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと又は徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと
 - ⑥ 暴行又は脅迫を用いること
 - ⑦ 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

- (ア) 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
 - (イ) 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引
 - (ウ) 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引
 - (エ) 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
- (11) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で取引し、又は取引しようとする行為
 - (12) 情報取得者による暗号資産関係情報を利用した暗号資産関連取引
 - (13) 当社に対し、虚偽又は故意に誤った情報を申告する行為
 - (14) 反社会的勢力への利益供与を目的とする行為
 - (15) お客様以外の第三者を本サービスにアクセスさせる行為
 - (16) 本サービスに利用し得る情報を偽造又は改ざんする行為
 - (17) 当社による本サービスの円滑な運営を妨害するおそれがある行為
 - (18) 第三者の名義で本サービスの利用登録を行う行為
 - (19) お客様が自ら行った取引上被った損失等に関する以下の行為
 - ①. 当該損失等の発生前に、当社又は第三者に対して、損失保証又は利益保証の約束をするよう要求する行為
 - ②. 当該損失等の発生後に、当社又は第三者に対して、損失補てん又は利益追加のための財産上の利益提供の約束を要求する行為
 - ③. 当該損失等の発生後に、当社又は第三者に対して、損失補てん又は利益追加のための財産上の利益を要求し又は第三者に要求させる行為
 - (20) 本規約に違反する行為
 - (21) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (22) 前各号のほか、当社が不適切と判断する行為
- 2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当すると合理的な根拠に基づき判断した場合、当社の裁量により、お客様に対する事前の通知又は催告を要することなく、当該お客様の本サービス及び当社が当該お客様に対して提供する別のサービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又はその他必要かつ適切な措置を講じることができるものとします。
 - 3. 前項に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社は、かかる損害につき一切の責任を負いません。

第 16 条（サービスの停止等）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様又は市場の利益を守るため、お客様に対する事前の通知を要することなく、本サービスの全部若しくは一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るシステム等（第三者に委託している場合も含む。以下、本条にお

- いて同じです。)の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要な通信回線又はシステム等に異常が発生し、又は事故等により停止した場合
 - (3) テロリズム、火災、停電、天災地変、戦争、政変、ストライキ等の不可抗力により本サービスを運営できなくなった場合
 - (4) ハッキングその他の方法により当社の資産が盗難された場合
 - (5) 取扱暗号資産のブロックチェーンが機能停止し又は正常な稼働が困難と判断される場合
 - (6) 取扱暗号資産の流動性が低下した場合
 - (7) 本サービスに直接的に悪影響を与える可能性がある法令等の変更、又は日本政府、外国政府その他の政府機関若しくは組織によって行政措置が取られた場合
 - (8) 前各号のほか、当社が本サービスの停止又は中断を必要と判断した場合
2. 本条に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき、一切の責任を負いません。

第 17 条（利用停止・登録抹消等）

1. お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、お客様に対する事前に通知又は催告することなく、当該お客様について、本サービスの利用を一時的に停止し、又はお客様としての登録を抹消することができるものとします。なお、この場合においても、既に成立した暗号資産の売買等の約定は有効であり、取消し又は撤回は、できないものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した又は違反のおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 当社に提供されたお客様の登録情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した若しくは虚偽である可能性があると当社が判断した場合
 - (3) 当社若しくは第三者に損害を生じさせ若しくはそのおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した若しくは利用しようとした場合、又は公的機関、自主規制機関その他の第三者の照会、申告等に基づきそのようなおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した又はそのおそれがある行為を行った場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する申立てがあった場合
 - (6) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受け、自ら支払義務を負う電子記録債権につき支払不能となり又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 当社からの問い合わせその他の回答を求める通知に対して30日間以上応答がない場合
2. 本条に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。

第 18 条（未決済取引の解除及び清算）

1. お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、第12条第7号に定める債務履行期限の到来前であっても、お客様に対する事前に通知又は催告することなく、直ちに、既に成立した暗号資産の売買等のうち本決済及び当社の債務の履行が完了していないもの（以下「未決済取引」といいます。）の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 第17条第1項第5号から第8号までのいずれかの事由に該当した場合
 - (2) お客様の信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合
2. お客様が債務履行期限までに本決済を完了しなかった場合、当社は、お客様に対する事前に通知又は催告することなく、直ちに、未決済取引の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 前二項の規定による解除が行われた場合、当社は、次の各号に定める金額の合計額（以下「清算金」といいます。）を算定し、お客様に通知するものとします。お客様は、当該通知の到達をもって、清算金を直ちに当社に支払う義務を負うものとし、その支払を遅滞した場合、当該通知の到達日の翌日から支払済みまで、清算金の額に対する年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
 - (1) 解除された暗号資産の売買等の約定価格と、当社が解除を決定した時点又はその後遅滞なく当社が合理的に選択する時点における当該暗号資産の市場価格（当社のカバー取引先又は当社が合理的に選択する暗号資産交換業者等の提示する価格を基準とします。）との差額に相当する額
 - (2) 解除に伴い当社が行うカバー取引の解消若しくは再構築、暗号資産の調達若しくは処分又は資金の調達に要した費用及び損失に相当する額
 - (3) 第12条第10号に定める決済対応費用のうち未払のもの
 - (4) その他解除に関連して当社に生じた手数料その他の費用及び損害に相当する額
4. 清算金に係るお客様の債務については、第10条の規定を適用するものとします。
5. 第17条第1項柱書後段の定めにかかわらず、本条の規定に基づく未決済取引の解除は妨げられないものとします。
6. 本条に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。

第 19 条（本サービスの内容変更・終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスを終了することができます。この場合において、当社は、お客様に対し、事前に合理的にお客様による対応が可能と考えられる期間をおいて通知するものとします。
2. 本条に基づく当社の措置によりお客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき一切の責任を負いません。

第 20 条（損害賠償）

お客様は、本規約又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し

その損害を賠償しなければなりません。

第21条（免責）

1. 当社は、暗号資産の価値、機能、使用先及び用途につき、何ら保証せず、かついかなる責任も負いません。また、当社はお客様に対し本規約において規定されていない事項についていかなる保証も行いません。
2. お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令等、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、お客様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令等、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. お客様は、アカウント、本サービスに関する取引その他の事項に関する情報・データの削除若しくは消失について、自己の責任において処理及び解決するものとします。
4. 当社が提示した価格が、市場実勢相場と大幅かつ明確に乖離していたと当社が判断した場合、当社は、当該提示価格に基づいたお客様の暗号資産に係る注文を執行若しくは約定させないことができます。また、当該処理における約定の取消しや訂正の方法、損益調整等の金額については、お客様と当社との間で協議の上で、適切な措置をとるものとします。
5. 当社は、本サービスに関する法令等の制定又は変更等若しくは公権力による命令、処分等により、お客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき、一切の責任を負いません。
6. 前項の制定又は変更の効力が過去に遡及したことにより、お客様に損害が発生した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 当社は、暗号資産又はその代替物の価値、安定性及び適法性、ブロックチェーン技術の信頼性、可用性等について、何ら保証するものではありません。暗号資産、その代替物又はブロックチェーンの性質、技術、メカニズム及びマーケット運営等に関するお客様の理解不足により、お客様が損害を被ることがあっても、当社はかかる損害につき、一切の責任を負いません。
8. 当社は、お客様が暗号資産の送信を行う際に入力したアドレスを含む送信元・送信先情報等の不備・疑義等に起因する送信遅延や送信取消しによって生じた損失について、当社は、一切の責任を負いません。
9. 当社は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービスに係るシステムへの第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受によりお客様に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
10. 当社は、カバー取引を実施できず又は第三者に委託している暗号資産の取引に係るシステムを利用できないことによって、お客様が本サービスを利用できないことがあっても、一切の責任を負いません。
11. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、争議行為、輸送機関の事故、通信回線等の事故・レスポンス時間等の性能値に関する問題、当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェアに起因する問題その他の当社の責に帰することができない事由による本規約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、当社は一切の責任を負いません。
12. 第1項から前項までの規定にかかわらず、本サービスに起因してお客様に損害が発生した

場合でも、当社は、当該お客様に対して、責任を負わないものとします。

第 22 条（秘密保持）

1. 第 2 条第 7 号の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらぬものとします。
 - (1) 当社から開示された又は知得した時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 当社から開示された又は知得した後で、お客様の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 当社から開示された又は知得した時点で、既にお客様が適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、お客様が秘密保持義務を約することなく適法に開示された情報
 - (5) 秘密情報によることなく、独自に開発した情報
 - (6) 秘密保持の必要がない旨を当社から書面で確認した情報
2. お客様は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合、合理的に必要な範囲で第三者に対して、相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を開示することができます。
 - (1) 法令等又は裁判所、政府機関、自主規制機関の規則等に基づく正当な権限を有する者から秘密情報の開示を要請された場合（但し、当該要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければならず、かつ開示が要請された範囲に限りこれに応ずることができるものとします。）
 - (2) お客様の親会社、子会社、関連会社、若しくはこれらの役職員、又はこれらの弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他の法律上守秘義務を負う者であって、本規約の目的に関連して秘密情報を知る必要があると合理的に認められる者に対して開示する場合

第 23 条（通知）

本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からお客様に対する連絡又は通知は、当社所定の方法で行うものとします。

第 24 条（権利帰属）

1. 本サービスに関する知的財産権は、全て当社又は当社にライセンスを許諾している者（以下、本条において「当社等」といいます。）に帰属します。第 4 条（新規登録）の登録に基づく本サービスの利用許諾は、本規約に従った本サービスの利用に必要な限度を超えて、当社等の知的財産権の使用を許諾することを意味するものではありません。
2. お客様は、法律で定められている場合を除き、いかなる理由によっても、当社等の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある行為（分解、改造、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますがこれらに限られません。）をしてはなりません。

ん。

3. お客様は、当社から書面で事前の同意を得ることなく当社の商標・商号を使用してはなりません。なお、お客様は、当社がお客様の商標・商号及びお客様が本サービスを利用している事実を、お客様の事前の承諾を得て当社のコーポレートサイトその他商業資料において公表することに同意します。
4. 第4条（新規登録）の登録に基づき、お客様は、本サービスの有効な利用期間内において、本規約に基づき認められる範囲に限り、本サービスにアクセスできる限定的、非独占的かつ譲渡不能な使用权を許諾されるものとします。

第 25 条（個人情報の取扱い）

当社は、登録情報中に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他適用される法令等に従い、適切に取り扱うものとします。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、自ら、自らの実質的支配者、役員等、経営に実質的に関与している者、取引担当者その他これらに準じる者（以下「お客様及びお客様の関係者等」といいます。）が、現在、反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をせず、また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、かつ将来にわたっても、同様にして、該当、利用等をしないことを確約します。
2. お客様に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当社は、事前の催告又は通知を必要とせず、直ちにお客様の登録を抹消し、本規約を解除しその他当社が合理的に必要と考える措置を取ることができるものとします。この場合、お客様に損害が生じても、当社はその損害を賠償する責を一切負わないものとします。
 - (1) 前項に基づいて表明し、確約した内容が事実と相違することが判明した場合
 - (2) お客様及びお客様の関係者等が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
 - (3) お客様及びお客様の関係者等が、自ら又は第三者を利用して、当社に対して、次の各号のいずれかの行為を行った場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、第三者の信用を毀損し又は第三者の業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
3. 本規約のいかなる定めにかかわらず、お客様に前各号に掲げる事由のいずれかが生じた

場合には、当社は、前項により措置を取ったか否かにかかわらず、当該事由が生じたこと（及び前項に基づく措置を取ったこと）により生じた一切の損害（弁護士費用及び措置に要する費用を含みます。）の賠償を、お客様に請求することができるものとします。

第 27 条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の合理的な裁量に基づき、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約を変更する場合、お客様に対し、当該変更内容及び当該変更の効力発生日を通知するものとし、当該通知により周知した効力発生日までに退会の手続をとらなかった場合、お客様は、当該変更に同意したものとみなします。
3. 前二項に基づく本規約の変更によってお客様に損害が生じた場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第 28 条（権利義務の譲渡禁止）

1. お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分（事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編行為に基づく場合を含みます。）をすることはできません。
2. 当社は、本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録情報その他の顧客情報等の一部又は全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、合併、会社分割等の組織再編行為その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 29 条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、民法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。
2. 当社及びお客様は、前項の無効若しくは執行不能な条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 30 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約は、日本語を正文とし、英語訳が付されていたとしても、参考のための翻訳文です。当該日本語の正文のみが規約として効力を有するものとし、英語訳文にはいかなる効力も有しないものとします。

第 31 条（協議）

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互い

に信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

2026年8月5日 制定

2026年9月30日 改定